

## 鳥取県告示第37号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年1月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

### (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

### (3) 土砂災害特別警戒区域の名称

ヒバ谷川（Ⅰ-1-1-2-1）、笹谷川（Ⅰ-1-1-2-4）、上荒舟川（Ⅰ-1-1-2-18）、荒舟川（Ⅰ-1-1-2-19）、石井谷川（Ⅰ-1-1-2-27）、大石川（Ⅰ-1-1-2-28）、大石南谷川（Ⅰ-1-1-2-29）、池谷川（Ⅰ-1-1-2-30）、上地谷川（Ⅰ-1-1-2-31）、中ヲツ谷川（Ⅰ-1-1-2-34）、北平川（Ⅰ-1-1-2-36）、吹屋ノ谷川（Ⅰ-1-1-2-41）、吹山ノ谷川（Ⅰ-1-1-2-43）、鎌ヶ谷川（Ⅰ-1-1-2-45）、ヤナガ谷川（Ⅰ-1-1-2-46）、池谷川（Ⅰ-1-1-2-49）、稲荷谷川（Ⅰ-1-1-2-50）、清水西右谷川（Ⅱ-1-1-2-7）、小杉谷川（Ⅱ-1-1-2-9）、一野谷川（Ⅱ-1-1-2-10）、上ノ山谷川（Ⅱ-1-1-2-11）、惣ヶ谷川（Ⅱ-1-1-2-14）、池谷川（Ⅱ-1-1-2-15）、糸谷川（Ⅱ-1-1-2-17）、神垣谷川（Ⅱ-1-1-2-19）、宮ノ谷川（Ⅱ-1-1-2-23）、神護川（Ⅱ-1-1-2-24）、坊ノ奥川（Ⅱ-1-1-2-26）、小杉谷川（Ⅱ-1-1-2-27）、小谷川（Ⅱ-1-1-2-28）、奥神子谷川（Ⅱ-1-1-2-30）

### (4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

### (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

### 2(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

鳥取市

### (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

### (3) 土砂災害特別警戒区域の名称

向土居A地区（Ⅰ-81）、向土居B地区（Ⅰ-82）、大平子地区（Ⅰ-83）、堂勘地区（Ⅰ-84）、井上地区（Ⅰ-85）、大平地区（Ⅰ-86）、西畑地区（Ⅰ-87）、土居地区（Ⅰ-89）、上土居A地区（Ⅰ-91）、上土居B地区（Ⅰ-92）、下上地地区（Ⅰ-93）、堂ノ本地区（Ⅰ-94）、杉ノ谷地区（Ⅰ-95）、前田地区（Ⅰ-96）、宮ノ谷地区（Ⅰ-97）、大畑地区（Ⅰ-98）、亀山地区（Ⅰ-102）、屋敷島地区（Ⅰ-103）、新井地区（Ⅰ-105）、山谷口地区（Ⅰ-106）、神垣地区（Ⅰ-107）、梶尾地区（Ⅰ-108）、北平地区（Ⅰ-109）、ムクノキ地区（Ⅰ-110）、玉鉾地区（Ⅰ-111）、高岡A地区（Ⅰ-112）、高岡B地区（Ⅰ-113）、穴清水A地区（Ⅰ-114）、穴清水B地区（Ⅰ-115）、法花寺地区（Ⅰ-116）、上ミ田A地区（Ⅰ-117）、中土居地区（Ⅰ-119）、町屋地区（Ⅰ-121）、宮ノ下地区（Ⅰ-122）、宮ノ下B地区（Ⅰ-123）、奥谷地区（Ⅰ-124）、稲葉丘地区（Ⅰ-125）、稲葉丘B地区（Ⅰ-126）、栃本B地区（Ⅰ-1081）、稲葉丘C地区（Ⅰ-1225）、谷地区（Ⅰ-1226）、山根地区（Ⅰ-1227）、中河原地区（Ⅰ-1228）、山崎地区（Ⅰ-1229）、荒舟地区（Ⅰ-1230）、奥谷B地区（Ⅱ-2067）、宮ノ下C地区（Ⅱ-2068）、美歎地区（Ⅱ-2069）、美歎B地区（Ⅱ-2070）、美歎C地区（Ⅱ-2071）、美歎D地区（Ⅱ-2072）、美歎E地区（Ⅱ-

2073)、美歎F地区(Ⅱ-2074)、美歎G地区(Ⅱ-2075)、美歎H地区(Ⅱ-2076)、法花寺B地区(Ⅱ-2077)、広西地区(Ⅱ-2078)、岡益地区(Ⅱ-2080)、玉鉾B地区(Ⅱ-2081)、高岡C地区(Ⅱ-2082)、高岡D地区(Ⅱ-2083)、高岡E地区(Ⅱ-2084)、糸谷地区(Ⅱ-2085)、梶原地区(Ⅱ-2086)、神垣B地区(Ⅱ-2087)、神垣C地区(Ⅱ-2088)、神垣D地区(Ⅱ-2089)、新井B地区(Ⅱ-2090)、松尾地区(Ⅱ-2091)、荒舟B地区(Ⅱ-2092)、荒舟C地区(Ⅱ-2093)、上荒舟地区(Ⅱ-2094)、上荒舟B地区(Ⅱ-2095)、上荒舟C地区(Ⅱ-2096)、菅野地区(Ⅱ-2097)、石井谷地区(Ⅱ-2098)、木原地区(Ⅱ-2099)、木原B地区(Ⅱ-2100)、木原C地区(Ⅱ-2101)、雨滝地区(Ⅱ-2102)、宝殿地区(Ⅱ-2103)、町屋D地区(Ⅲ-4106)、町屋E地区(Ⅲ-4107)、美歎I地区(Ⅲ-4109)、美歎J地区(Ⅲ-4110)、美歎K地区(Ⅲ-4111)、法花寺C地区(Ⅲ-4112)

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)